

財産管理の具体例

1. 登記済権利証、実印・銀行印、印鑑登録カード、預貯金通帳、年金関係書類、各種キャッシュカード、有価証券、建物賃貸借契約等の**重要な書類の保管および各種の手続**
2. **年金・賃料その他の収入の受領や管理**
3. **金融機関とのすべての取引**
4. **居住用不動産の維持・管理 * 売却等は、家庭裁判所の許可が必要**
5. **日常生活での金銭管理**
6. 寺社等への本人が行っていた寄付、寄進等の継続
7. 本人に必要な衣類や生活用具の購入
8. その他の財産の維持・管理・処分

日用品購入等**日常生活に関する取引**は本人が行うことができます。

身上監護の具体例

1. 医療に関する事項

- ・病院等の受診、医療・入退院等に関する契約、費用支払

2. 住居に関する事項

- ・本人の住居の確保に関する契約、費用支払
- ・本人の住居を決定するための情報収集ならびに本人の意思確認
- ・本人の住居の維持、快適な住環境維持のための状況把握

3. 施設の入退所、処遇の監視、異議申し立て等に関する事項

- ・福祉施設等の入退所・通所に関する契約、費用支払
- ・福祉施設等を決定するための情報収集ならびに本人の意思確認
- ・福祉施設等への定期的訪問による処遇に対する監視・監督・要請
- ・福祉施設等を利用する本人の意思・苦情等の聴取

身上監護の具体例②

4. 介護・生活維持に関する事項

- ・介護・保健・福祉サービスに関連して必要な申請、契約、費用支払
- ・本人をとりまく**支援関係者との打合せ**参加や状況確認・連絡・調整
- ・**本人の**心身状態、生活状況、社会参加に対する希望の把握ならびに**意思確認**
- ・身上監護業務を遂行する上で不可欠な**親族等との連絡調整**

5. 教育・リハビリ等に関する事項

- ・教育、リハビリ、**就労**、余暇活動、文化的活動等の社会参加に関する契約、費用支払 * 就労: 知的障害者の雇用契約代理等

6. その他**契約の履行に関する追跡調査**

- ・上記各事項で行った契約が本人のために正しく行われているか

成年後見人ができない事

1. 本人の日用品の購入に対する同意・取消

本人が生活するために必要な食料品や嗜好品その他の日用品の購入は、**成年後見人等の同意は必要とせず、また、取り消すこともできません。**

2. 事実行為

事実行為とは、**食事や排泄等の介助や掃除、送迎、病院への付添等**
成年後見人等は、本人にこれらの必要が生じた際には、介護保険や
その他の制度を利用し、ヘルパー等の専門家に委ねることとなり、
自らこれらを行うことはできません。

例) 通院のため成年後見人等が自ら運転し同乗させる ×
介護タクシーを利用する ○

3. 医療行為への同意

医療行為とは怪我や病気を治療するもので、歯科治療やインフルエンザの予防接種等の簡単なものから、手術や延命措置等広範囲に及ぶますが、本人に対する医療行為に対する**判断は本人固有のもので、代理権等の及ぶものではありません**。本来は、親族等であっても同様に、親族がいる場合には親族に、いない場合は医師の判断に委ねることになります。

※判断を求められる例

- ・触診、レントゲン検査、血液検査等
- ・熱冷ましの注射、一般的な投薬、骨折の治療、傷の縫合等

成年後見人ができない事③

4. 身元保証人・身元引受人、入院保証人等の就任

契約内容によっては、本人の連帯保証人として**債務を負うことがあります**、あくまでも成年後見人として、身上監護の事務を行う旨を説明し、これらには就任しません。必要なら、身元保証会社に依頼します。

5. 本人が居住する場所の指定

成年後見制度の基本理念である「**自己決定の尊重**」から、本人に代理して代理権の範囲に応じて、施設等の入退所に関する契約を締結する権限はありますが、**本人に強制はできない**ため、本人と相談して同意を得る必要があります。ただし、緊急の場合や、本人の判断能力によっては、この限りではありません。